

第1章 総 則

第1条 目的

第2条 会員

第2章 入会及び退会

第3条 入会

第4条 入会申込みの不承認

第5条 会員情報のウェブサイトへの掲載

第6条 変更の届出

第7条 退会

第8条 会員資格の喪失

第9条 会員資格喪失後の権利及び義務

第3章 規約の追加又は変更

第10条 規約の追加又は変更

第4章 免責及び損害賠償

第11条 免責及び損害賠償

第5章 個人情報の保護

第12条 個人情報の保護

第6章 反社会的勢力への対応

第13条 反社会的勢力への対応

第7章 本規約の変更

第14条 本規約の変更

附則

第1章 総 則

第1条 (目的)

本会員規約は、一般社団法人 全国特殊清掃協会（以下「当法人」という）の会員制度について定めるものとする。

第2条 (会員)

当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続に基づき入会を希望し、理事会にて入会を承認された個人である。

定款における当法人の社員とは異なる。

第2章 入会及び退会

第3条 (入会)

当法人では、当法人が行っている特殊清掃技術者の養成受講を行い、その認定試験に合格したものが当法人へ入会することができる。

第4条 (入会申込みの不承認)

当法人の会員になろうとする者に、次の各号のいずれかの行為が認められた場合、入会申込みの承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会の各種手続きの際に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (3) その他、当法人が会員と認めることを不適当と判断した場合。

第5条 (会員情報のウェブサイトへの掲載)

- 1 当法人の会員となったものは当法人ウェブサイトへ会員情報を掲載することができる。掲載する情報は下記の通りである。

- (1) 会員の名前（フルネーム）
- (2) 勤め先の名とウェブサイト URL

- 2 当法人は会員情報を掲載するにあたり会員に対して下記のメールアドレスより掲載可否の確認メールを送る。

一般社団法人 全国特殊清掃協会 メール: info@jassca.jp

当該会員は確認メールに記載された例にしたがって、会員情報掲載の可否と掲載するための会員情報をメールにて当法人へ提示すること。

- 3 会員が掲載可である旨の返答を当法人に対して行い、当法人がそれを確認した時点で当該会員は当法人ウェブサイトへの会員情報の掲載に同意したものとみなす。
- 4 当法人ウェブサイトに会員情報を掲載したことで会員が不利益を被った場合でも当法人は一切の責任を負わないこととする。

第6条（変更の届出）

- 1 会員は、その名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに登録事項の変更を当法人に申し入れるものとする。
- 2 会員が、本条第1項の変更申込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第7条（退会）

- 1 退会しようとする会員は、退会したい旨を下記の当法人メールアドレスまでメールにて届け出ること。
一般社団法人 全国特殊清掃協会 メール: info@jassca.jp
- 2 会員情報の確認のためメールには退会したい日程とともに会員情報を併せて記載すること。
- 3 会員は退会したい日程の少なくとも7日前までには当法人へ退会を届け出るメールを送付すること。
- 4 当法人から当該会員へ退会の届出を受理する旨をメールにて通達した時点で当該会員の退会は受理されたものとする。
- 5 退会した会員の会員情報は当法人ウェブサイトより除かれる。

第8条（会員資格の喪失）

- 1 当法人は、定款に定めるほか、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を喪失させることができる。
 - (1) 他者又は当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。
 - (2) 当法人の活動を通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (4) 本規約、その他当法人が定める規則に違反したとき。
 - (5) その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。
- 2 会員が総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知したときに会員たる資格を喪失する。

第9条（会員資格喪失後の権利及び義務）

退会又は除名により会員の資格を喪失したものは、会員の資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第3章 規約の追加又は変更

第10条 (規約の追加又は変更)

- 1 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。
- 2 当法人は、理事会の決議により、特典の内容及び会費を含め本規約の全部又は一部を追加・変更することができる。当法人により追加又は変更された本規約は、当法人のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加又は変更された本規約に拘束されるものとする。

第4章 免責及び損害賠償

第11条 (免責及び損害賠償)

- 1 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 2 会員は、当法人が提供する特典及び当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
- 5 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責を負わないものとする。
- 6 登録メール又はパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 7 他会員の情報が不正確、又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について当法人は一切責任を負わないものとする。
- 8 当法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。
- 9 会員が退会、又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第5章 個人情報の保護

第12条 (個人情報の保護)

当法人は、自身が定めるプライバシーポリシーに基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第6章 反社会的勢力への対応

第13条 (反社会的勢力への対応)

- 1 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- 2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は、何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第7章 本規約の変更

第14条（本規約の変更）

本規約の変更は、理事会決議による。

以上、当法人すべての会員に本規約を配布する。

附則

本規則は、令和6年2月1日から施行する。